

渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な集約型の都市構造を実現するため、居住誘導区域において住宅等を取得する市民に対し、予算の範囲内で渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき作成した渋川市立地適正化計画に定める居住を誘導すべき区域をいう。

(2) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳への記録を行うことをいう。

(3) 住宅等 市内に所在する住宅、併用住宅（住宅の他に店舗、事務所等の部分がある建築物をいう。）並びに区分所有されたマンション及び長屋住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用に供する建築物をいう。ただし、別荘等の一時的に使用するもの、賃貸住宅、給与住宅及び売買等の営利を目的とするものは除く。

(4) 取得 請負契約又は売買契約により、適正な対価を支払い入手し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいう。ただし、2親等以内の親族との請負契約又は売買契約によるものは除く。

(5) 配偶者 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）と戸籍上の夫婦関係にある者をいう。

(6) パートナー 地方公共団体が発行したパートナーシップ宣誓書受領証等に記載されている補助対象者の相手方をいう。

(7) 配偶者等 配偶者又はパートナーをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）の所有者（補助対象住宅等が共有名義のものである場合は、当該共有者の内から選任された1人）
- (2) 補助対象住宅等の所在地において住民登録を行い、当該住民登録地を生活の本拠としている者
- (3) 本市に住民登録をした日（補助対象住宅等の建替えのため、1年に満たない期間で市外へ転出していた者にあつては、転出前の本市に住民登録をした日）から2年が経過している者
- (4) 本市における住宅取得に対する助成金等の交付を受けていない者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
（補助対象住宅等）

第4条 補助対象住宅等は、玄関、台所、便所、浴室及び居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のものとする。

2 不動産売買により取得する補助対象住宅等は、売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介したものとする。

3 増築により取得する補助対象住宅等は、増築部分の床面積が50平方メートル以上のものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は20万円とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の額に当該各号に定める額を加算するものとし、30万円を限度とする。

- (1) 若者加算 補助対象者又は配偶者等が30歳以上40歳未満の場合は5万円、30歳未満の場合は10万円
- (2) 子育て加算 補助対象者と同一世帯に15歳以下の子どもがいる場合は1人につき5万円
- (3) 区域外加算 第6条第1項の規定による申請の日における住民登録地（補助対象住宅等の建替えのため、住民登録地を変更した場合は、

変更前の住民登録地)が居住誘導区域外の場合は5万円

(4) 地区加算 補助対象住宅等の所在地が居住誘導区域の渋川市役所
周辺・渋川駅周辺の場合は10万円

3 この補助金の事業全体の補助限度額は、1,000万円とする。

(事業計画の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、
事業計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提
出し、補助金の交付の対象となる事業計画である旨の認定を受けなければ
ならない。

(1) 補助対象住宅等の案内図、配置図及び各階平面図

(2) 補助対象住宅等取得の費用に係る見積書の写し

(3) 誓約書(様式第2号)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の認定申請は、補助対象住宅等の請負契約又は売買契約締結前に行
わなければならない。

(事業計画の認定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による事業計画の認定申請があったときは、そ
の内容を審査し、事業計画の認定の可否について決定し、事業計画認定(不
認定)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(認定計画の変更)

第8条 前条の認定の通知を受けた者(以下「認定者」という。)は、前条
の規定に基づき認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)を変
更しようとするときは、認定計画変更申請書(様式第4号)を市長に提出
し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定計画の変更を承認したときは、認定計画
変更承認通知書(様式第5号)により、認定者に通知するものとする。

(認定計画の中止)

第9条 認定者は、認定計画を中止しようとするときは、認定計画中止届出
書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(認定計画の取消し)

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。
- (2) 認定の通知を受けた日から2年を経過する日までに第11条の規定による申請を行わなかったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が認定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定計画取消し通知書（様式第7号）により、認定者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 認定者は、補助金交付申請書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、補助対象住宅等の所有権保存登記又は所有権移転登記に関する受付年月日から6月以内に市長に申請しなければならない。ただし、申請に係る補助対象住宅等が共有名義であるときは、共有名義者同意書（様式第9号）により他の共有者の同意を得た上で申請するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（補助対象住宅等の所在地において住民登録をしたもの）
- (2) 戸籍全部事項証明、パートナーシップ宣誓書受領証等の写し（配偶者等が若者加算を受ける場合に限る。）
- (3) 市税の未納額がないことの証明書（完納証明書等）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等）
- (4) 補助対象住宅等に係る不動産の登記事項証明書（所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの）
- (5) 補助対象住宅等の案内図、配置図及び各階平面図
- (6) 補助対象住宅等の工事請負契約書、売買契約書等の写し
- (7) 共有名義者同意書（共有名義である場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定及び確定）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助

金の交付の可否の決定及び額の確定を行ったときは、補助金交付決定兼確定通知書（様式第10号）により、認定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた者は、速やかに補助金請求書（様式第11号）に前条の補助金交付決定兼確定通知書の写しを添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定及び確定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（2） この要綱の規定に違反したとき。

（3） その他市長が補助金を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消し通知書（様式第12号）により、補助金の交付の確定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し補助金返還命令書（様式第13号）を交付し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。